

**令和５年度野田村一般会計歳入歳出決算において引上げ分の地方消費税交付金
（社会保障財源化分）が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費**

平成26年４月１日より消費税率が５％から８％、令和元年10月１日より８％から10％へ引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和５年度野田村一般会計歳入歳出決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、以下のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 54,754 千円

（歳出）

社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 1,100,647 千円

※社会保障４経費とは、いわゆる「年金・医療・介護・子育て」に係る経費を指します。

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		歳出 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	村 債	その他	地方消費税 交付金（社会 保障財源 化分）	その他
社会福祉	社会福祉・障害者 福祉事業	329,919	145,734	0	5,268	1,862	177,055
	高齢者福祉事業	40,987	340	0	4,763	0	35,884
	児童福祉事業	374,996	267,404	23,800	2,511	18,930	62,351
	母子福祉事業	21,052	3,097	0	20	5,147	12,788
	小 計	766,954	416,575	23,800	12,562	25,939	288,078
社会保険	国民健康保険事業	33,081	18,932	0	51	0	14,098
	介護保険事業	107,180	0	0	29,215	25,988	51,977
	後期高齢者医療事業	48,351	12,952	0	52	0	35,347
	国民年金事業	97	97	0	0	0	0
	小 計	188,709	31,981	0	29,318	25,988	101,422
保健衛生	保健衛生事業	86,461	2,486	600	1,476	2,827	79,072
	予防対策事業	39,703	14,465	0	0	0	25,238
	高齢者保健事業	18,555	1,518	0	1,682	0	15,355
	精神保健事業	265	111	0	0	0	154
	小 計	144,984	18,580	600	3,158	2,827	119,819
合 計		1,100,647	467,136	24,400	45,038	54,754	509,319

※国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業は、それぞれ特別会計への繰出金や広域連合への負担金を計上しています。